



要介護認定3～5を受けている方や障害者手帳（1級・2級）を所持する方など対象となる方へ個別にお知らせします

避難を迅速かつ安全に実施するための計画 「個別避難計画」の作成はお済みですか？

福祉課 ☎37-0069

市では、災害が発生したとき、高齢者や障がい者など、自力での避難が困難で支援が必要な方を把握するため、「避難行動要支援者名簿」を作成し、避難支援等関係者（行政区長、民生委員・児童委員、西海市社会福祉協議会、所管警察署）と情報を共有し、地域の支え合い、助け合いによる避難支援の仕組みづくりを推進しています。

災害発生時、自力での避難に不安を感じていませんか？地域で見守り助け合えるよう、「個別避難計画」を作成・更新し災害に備えましょう。

個別避難計画をまだ作成していない方へ



▲「西海市個別避難計画書兼同意確認書」様式



意向確認を行います

個別避難計画作成の意向を伺うため、避難行動要支援者名簿に登録されている方のうち、個別避難計画を作成していない方へ、「西海市個別避難計画書兼同意確認書」を4月下旬に郵送します。

災害が発生、または発生するおそれがある場合に、自分がどのような行動をするかを家族等★と話し合い、協力して計画書に記入し、同封の返信用封筒で提出してください。

★家族等…介護サービスを利用している方は、担当ケアマネージャーへご相談ください。

障害福祉サービスを利用している方は、担当相談支援専門員へご相談ください。

※個別避難計画の作成には、下記2点の同意が必要です。

- ①個別避難計画を作成すること。
- ②計画の情報を避難支援等関係者に伝えること。（本人と避難を支援してくれる方、両者の同意）

※救助を要する場合等は同意の有無に関わらず避難支援関係者等へ情報を提供する場合があります。

この取り組みの趣旨を十分にご理解いただき、個別避難計画の作成、情報の共有に関する同意にご協力をお願いします。

地域のみなさまへのお願い

大切なことは地域での助け合い

大規模な災害が発生した場合、避難行動要支援者の安否の確認や救出・救助、情報提供、避難誘導を行うためには、まず、支援を必要とする人がどこにいるのかを知っておく必要があります。円滑かつ迅速に避難支援を行うためにも、平常時からご近所同士で顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくことが必要です。

ご近所に災害時の避難に支援が必要な方はいませんか？

いざというときには、地域住民の助け合いが被害を最小限に抑える力となります。

行政区・自主防災組織へ、避難時に頼る人がおらず困っている方を地域の中でお手伝いするような関わり合い・仕組みづくりをお願いしています。（※救助ではなく、事前の避難誘導をすすめるものです。）

お困りごとがございましたら、
お気軽にご相談ください！

- ・文書が届いたけどよく分からない
- ・もっと詳しく説明してほしい
- ・字を書くことができない



◀「個別避難計画について」
西海市ウェブサイト